平成２４年（フ）第７８１号
福岡県宗像市武丸230番地
債務者　花田　辰彦
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８３０号
福岡市城南区宝台団地21番502号
債務者　福岡　節夫
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８４７号
福岡県春日市惣利２丁目46番地プラム惣利203号
債務者　前薗　卓也
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８４８号
福岡県春日市惣利２丁目46番地プラム惣利203号
債務者　前薗さゆり
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８６０号
福岡市南区井尻２丁目27番３―205号
債務者　金子　則子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８６６号
福岡県春日市平田台２丁目27番地２セジュール平田台Ｂ―202号
債務者　渡邊真由美
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８７４号
福岡市中央区今泉１丁目18番22号
債務者　前川ひとみ
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８８４号
福岡市西区愛宕４丁目10番12―206号
債務者　濱田　昭雄
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８９０号
福岡県糟屋郡志免町志免３丁目１番25―305号
債務者　下村あけみ
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８９３号
福岡県春日市宝町３丁目10番地松宝ビル301号
債務者　八重津節子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８９８号
福岡市早良区室見１―２―２―203号
債務者　鬼塚浩一郎
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９０２号
福岡市城南区七隈７丁目14番20―401号
債務者　首藤　和孝
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９０３号
福岡市城南区七隈７丁目14番20―401号
債務者　首藤　佐織（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９０７号
福岡県糸島市前原駅南３丁目10番５―105号
債務者　長岡　麻伊
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９２０号
福岡県春日市大土居２丁目111番地
債務者　足立　久子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９２３号
福岡市博多区麦野４丁目35番９―103号
債務者　辻　　朋子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９３３号
福岡市博多区東那珂１丁目15番５―714号
債務者　遠藤龍太郎
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９４１号
福岡県糸島市潤２丁目12番10―205号
債務者　保田　秀和
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部